

## デジタル社会推進会議令第 4 条に基づく運営要領等の改正について

- デジタル社会推進会議運営要領（新旧対照表）

改正案	現行
<p>デジタル社会推進会議運営要領</p> <p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 6 条 議長は、会議の議事録を作成し、これを公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>	<p>デジタル社会推進会議運営要領</p> <p>(略)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 6 条 議長は、会議の議事録を作成し、<u>推進会議に諮った上で、一定期間を経過した後に</u>これを公表する。</p> <p>2 (略)</p> <p>(以下略)</p>

## デジタル社会推進会議令第4条に基づく運営要領等の改正について

- デジタル社会推進会議幹事会の開催について（新旧対照表）

改正案	現行
デジタル社会推進会議幹事会の開催について	デジタル社会推進会議幹事会の開催について
1 (略)	1 (略)
2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。	2 幹事会の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員、有識者その他の関係者の出席を求めることができる。
議長 デジタル監	議長 デジタル監
副議長 デジタル審議官	副議長 デジタル審議官
構成員 (略) 国土交通省大臣官房政策立案総括審議官 (略)	構成員 (略) 国土交通省総合政策局長 (略)
(以下略)	(以下略)

# 参照条文

## ○デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）

（議長）

第一条 議長は、会務を総理する。

（副議長）

第二条 副議長は、議長を助け、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

（庶務）

第三条 デジタル社会推進会議の庶務は、デジタル庁に置かれる統括官が処理する。

（デジタル社会推進会議の運営）

第四条 前三条に定めるもののほか、議事の手続その他デジタル社会推進会議の運営に関し必要な事項は、議長がデジタル社会推進会議に諮って定める。